

(参考1)市場化テスト終了事業(※)

※市場化テストとしては外的要因等により既に終了したものであるが、評価書に代えて各事業の実施状況について、参考に資するため掲載するものである。

1. ハローワーク関連業務

| 事項名 | 措置の概要 | 担当府省等 |
|-------------|--|-------|
| (1)「人材銀行」事業 | <p>○ 次の内容の民間競争入札により実施した。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「人材銀行」で実施している管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から平成22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国12か所のうち東京、神奈川、福岡の3か所</p> <p>【事業の実施状況】 ・公共サービスの質 単年度における就職率(新規求職者数に占める就職件数の割合) 設定 15%以上 実施状況(3地域の19年度から21年度までの就職率) ○東京:8.8%・5.8%・3.6% ○神奈川:7.1%・5.0%・2.7% ○福岡:11.8%・11.2%・8.8%</p> <p>・従来の実施経費との比較(3地域の19年度から21年度までの就職1件あたりの実施経費) ○東京:従来経費;44千円(平成17年度実績) 実施経費;79千円・84千円・105千円 ○神奈川:従来経費;110千円(平成17年度実績) 実施経費;179千円・148千円・171千円 ○福岡:従来経費;168千円(平成17年度実績) 実施経費;151千円・237千円・295千円</p> <p>【事業終了後の在り方】 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)と官が直接実施する他の「人材銀行」事業の運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、一層効果的な事業の実施及び経費の削減に努めるため、平成22年度からは、国において事業を実施することとした。</p> | 厚生労働省 |

| | | |
|-------------------------|---|--------------|
| <p>(2)「キャリア交流プラザ」事業</p> | <p>○ 次の内容の民間競争入札により実施した。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「キャリア交流プラザ」で実施している求職者(特に管理職経験者や技術者)に対する就職支援の業務(キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等)</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から平成22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国15か所のうち、北海道、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、京都、福岡の8か所</p> <p>【事業の実施状況】 ・公共サービスの質 支援対象者の就職率 設定 55%以上 実施状況(8地域の19年度から21年度までの就職率) ○北海道:50.6%・51.0%・44.1% ○埼玉:47.1%・49.8%・46.1% ○東京:37.6%・33.3%・36.2% ○神奈川:51.7%・53.8%・44.4% ○新潟:54.7%・51.2%・43.4% ○愛知:63.5%・51.3%・50.5% ○京都:58.7%・58.4%・54.5% ○福岡:50.9%・52.1%・41.9%</p> <p>・従来の実施経費との比較(8地域の19年度から21年度までの就職1件あたりの実施経費) ○北海道:従来経費;161千円(平成17年度実績) 実施経費;142千円・132千円・175千円 ○埼玉:従来経費;192千円(平成17年度実績) 実施経費;176千円・166千円・166千円 ○東京:従来経費;145千円(平成17年度実績) 実施経費;165千円・194千円・188千円 ○神奈川:従来経費;206千円(平成17年度実績) 実施経費;245千円・236千円・230千円 ○新潟:従来経費;198千円(平成17年度実績) 実施経費;124千円・141千円・188千円 ○愛知:従来経費;120千円(平成17年度実績) 実施経費;140千円・152千円・147千円 ○京都:従来経費;168千円(平成17年度実績) 実施経費;134千円・131千円・147千円 ○福岡:従来経費;144千円(平成17年度実績) 実施経費;141千円・168千円・220千円</p> <p>【事業終了後の在り方】 平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおける評価結果を踏まえて、6か所において事業を廃止。その他の9か所において市場化テストを実施することとし、入札を行ったが、このうち入札不調となった7か所(宮城、新潟、長野、愛知、広島、福岡、熊本)については事業を廃止のうえ、残る2か所(千葉、埼玉)について事業を継続することとした。</p> | <p>厚生労働省</p> |
|-------------------------|---|--------------|

2. 独立行政法人の業務

| 事項名 | 措置の概要 | 担当府省等 |
|---------------------------|--|-------|
| (1)(独)国際交流基金の在日外交官日本語研修事業 | <p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施した。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 在日外交官を対象とした日本語研修業務及び受講者の募集業務</p> <p>【契約期間】 平成20年7月から平成23年3月までの2年9か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国際交流基金の「関西国際センター」(大阪府)</p> <p>【事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスの質 <ul style="list-style-type: none"> ①受講者を対象とした満足度アンケート調査の結果 設定 70%以上の受講者から4段階中、上位2段階の評価を得ること 実施状況 各年度とも修了者全員が4段階中、上位2段階の評価 ②受講者の日本語能力の向上(カリキュラムの習熟度) 設定 各人について、カリキュラムの習熟度70%以上の日本語能力の向上がみられること 実施状況 各年度とも修了者全員がカリキュラムの習熟度70%以上を達成 ・従来の実施経費との比較 従来経費 6,755千円(平成16～18年度)在日既修者向け短期ブラッシュアップ研修 契約額 6,807千円(平成20～22年度) 増加額 52千円 <p>【事業終了後の在り方】 平成22年4月に実施された行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を踏まえて、プログラムの統廃合を含めた対応を検討した結果、在京大使館勤務者の日本語能力向上を目的とする本事業の優先順位は他プログラムより相対的に低いと判断し、契約が満了する平成22年度末をもって本事業を廃止することとした。</p> | 外務省 |
| (2)(独)国際交流基金の文化芸術交流事業 | <p>○ 次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施した。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際交流基金アジア映画上映会に関する会場運營業務、広報宣伝業務、日本語字幕作成業務</p> <p>【契約期間】 平成21年1月から3月までの3か月間</p> <p>【事業の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスの質 <ul style="list-style-type: none"> ①入場者数 設定700名 ②観客満足度(アンケート調査) 設定70% 実施状況 入場者数 1,332名。観客満足度は95%と、目標を達成し、極めて高い評価を得られた。 ・従来の実施経費との比較 従来経費(観客一人当たりにかかった費用)は、平成17年度:6,644円、18年度:9,303円、19年度:8,543円であったが、20年度:4,566円であり、費用対効果は良好であった。 <p>【事業終了後の在り方】 本事業については、国際交流基金の単独主催という形では、平成20年度開催をもって終了することとした。なお、平成21年度以降は、既存の大型国際映画祭と共催する等の形で実施している。</p> | 外務省 |

| | | |
|-------------------------------------|---|--------------|
| <p>(3)(独)日本貿易振興機構の外国企業誘致担当者育成事業</p> | <p>○ 次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施した。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 研修プログラムの策定・運営、会場確保、広報業務等</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p> <p>【事業の実施状況】 ・公共サービスの質 受講者を対象としたアンケート調査の結果 設定 4段階評価で、受講者の80%以上から上位2段階の評価を得ること 実施状況 各年度とも4段階中、上位2つの割合100%</p> <p>・従来の実施経費との比較 従来経費 20,317,722円(平成19年度実績×2) 契約額 18,690,000円(平成21、22年度) 削減額 1,627,722円</p> <p>【事業終了後の在り方】 本事業は、平成15年度の開始後、200名以上の参加者を数え、自治体等の外国企業誘致担当者のノウハウ向上に十分に寄与する一方で、毎年参加者は減少しており、本事業の継続的な実施により自治体等でのノウハウが蓄積されてきたと考えられることから、所期の目的を達成したものと判断し、平成22年度末をもって廃止することとした。</p> | <p>経済産業省</p> |
|-------------------------------------|---|--------------|

(参考2)措置済み事項

1. 統計調査関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|-----------------|--|-------|--|
| (1)文部科学省所管の統計調査 | ○ 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。 | 文部科学省 | ・平成19年度全国生涯学習・社会教育主管部課長会議(平成20年1月30日)等での趣旨説明 ・統計調査委託費の積算見直し |

2. 公物管理関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|----------------|--|-------|---|
| (1)水道施設の維持管理業務 | ○ 水道法(昭和32年法律第177号)に基づき水道事業者等である地方公共団体が実施する水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、水道事業者等である各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に以下の措置を講じる。 ① 水道事業者等である地方公共団体が、その保有する施設や人員構成の実情を反映した最適な業務実施体制を検討するための手引きを作成・公表する。 ② 水道事業者等である地方公共団体に対し、民間委託を活用する場合には、第三者委託(水道法第24条の3に規定する水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託)等の包括的な民間委託のメリット、実施上の留意点等を踏まえ、その実施を検討すべきことについて周知する。 また、包括的な民間委託の実施に当たっては、より透明性・競争性の高い手法の活用を検討すべきこと、民間事業者の創意工夫をより活かすため、運転・維持管理やサービス水準の指標を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることを周知する。 ③ 第三者委託等の包括的な民間委託が円滑に行えるよう、第三者委託の手引きを作成・公表する。 | 厚生労働省 | 平成20年6月30日に公表 平成19年11月8日付通知発出 平成19年11月8日に公表 |

| | | | |
|--------------------------|--|--------------|--|
| <p>(2)工業用水道施設の維持管理業務</p> | <p>○ 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づき地方公共団体が実施する工業用水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>① 地方公共団体に対し、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について制限はないこと及び包括的な民間委託が実施可能であることを周知するとともに、その実施に当たっては、透明性・競争性が高く、より民間事業者の創意工夫が活かされる手法の活用を検討すべきことについて周知する(平成19年度)。</p> <p>② 地方公共団体における技術力の維持向上及び民間委託を実施した際の官民間の責任分担の明確化に資するため、引き続き工業用水道施設の運転、維持管理に関するマニュアルの作成事例の収集、取りまとめを進め、その一般的モデルを作成し公表する。</p> <p>③ 従来から取り組んでいる包括的な民間委託等に係る事例紹介について、その事例に係る具体的メリット、実施上の留意点及び要求仕様書の内容に重点を置いて取りまとめ、平成19年度中を目途に、地方公共団体に周知し公表する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>平成20年3月31日付通知発出</p> <p>平成20年3月31日に公表</p> <p>平成20年3月31日付通知発出</p> |
| <p>(3)下水道関連施設の維持管理業務</p> | <p>○ 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づき地方公共団体が実施する下水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>① 地方公共団体に対し、下水処理場等の包括的な民間委託の実施の必要性について改めて周知するとともに、その実施に当たっては、より透明性・競争性を高め、民間事業者の創意工夫を活かす観点から、下水道の維持管理サービスに係る業務指標(PI)を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることなどを周知する(平成19年度)。</p> <p>② 管路施設の維持管理業務について、民間の創意工夫を活用した包括的な民間委託の在り方に関する検討会を設け、平成20年度中を目途に結論を得て公表する。</p> <p>③ 下水処理場等における包括的な民間委託の先行事例を調査し、その具体的メリット、実施上の留意点等について、平成20年度中を目途に地方公共団体に周知し公表する。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>平成20年2月29日付通知発出</p> <p>平成21年3月30日公表</p> <p>平成21年3月30日付通知発出</p> |

3. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|------------------|---|-------|----------------|
| (1)農林水産省施設の運営等業務 | ○ 平成21年4月1日に、農林水産省の「食料消費技術研修館」を同省の「農林水産研修所」に統合する。 | 農林水産省 | 平成21年4月1日に統合済み |

4. 独立行政法人の業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|---|---|-------|---|
| (1)(独)国民生活センターの広報・普及啓発事業 | ○ (独)国民生活センターの実施する広報・普及啓発事業について、効果的な情報発信・情報提供を行うため、広報媒体を見直し、雑誌の統廃合を行う。 | 内閣府 | 平成20年4月より雑誌2誌を統合 平成21年3月末をもってテレビ広報番組の放映を終了 |
| (2)(独)国際交流基金の海外事務所の運営等業務 | ○ (独)国際交流基金の海外事務所(全19箇所)の管理・運營業務について、民間活力の活用等の措置により、一層の効率化を図る。 | 外務省 | 平成20年度においては1箇所について、平成21年度においては2箇所について、委託費の減額等を実施 平成22年度においては、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び日本政府観光局が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画を共有。平成23年8月までに日本政府観光局の北京事務所及びバンコク事務所が現行の国際交流基金入居ビルに移転することで共用化の見込 |
| (3)(独)国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の運営等業務 | ○ (独)国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の管理・運營業務については、機能の明確化の観点から、これを平成20年度末に廃止する。また、施設の売却や他機関への移管等その他の活用方法についても、同年度末までに結論が得られるよう検討を行う。 | 文部科学省 | 「キャンパス・イノベーションセンター」は、平成20年度末をもって廃止 平成23年度までは経過措置として土地及び建物の一部を所有している東京工業大学及び大阪大学が管理・運營業務を実施した後、建物の売却や他機関への移管等を行う予定 |

| | | | |
|--|---|--------------|---|
| <p>(4)(独)高齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高齢期雇用就業支援コーナー」事業</p> | <p>○ (独)高齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高齢期雇用就業支援コーナー」(全国47箇所)について、利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減をした上、重点実施箇所として都市部等に存続する常設型施設において、民間競争入札を実施することとし、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成20年5月末までに策定する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>平成19年度末に、全国47箇所を14箇所に重点化する等業務の見直し及び箇所数の削減等を実施</p> <p>※ 平成22年1月から全国14か所のうち3か所において民間競争入札により事業を実施することとしていたが、平成21年度をもって全国14か所の事業自体を廃止した。</p> |
| <p>(5)(独)情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業</p> | <p>○ (独)情報処理推進機構の地方支部が実施する情報処理技術者試験における試験会場の確保及び運營業務について、民間競争入札を実施する。民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、地方支部を廃止する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>平成19年度に四国、沖縄支部を廃止 平成21年度に中国支部を廃止 平成22年度に北海道、東北、九州支部を廃止</p> |

5. 窓口関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|------------------|---|----------|-----------------|
| (1)車庫証明関係の窓口業務 | ○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)関係の各種申請の受付業務及び同法に係る車庫証明等の各種文書の引渡業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、平成18年度中に講じる。 | 警察庁 | 平成19年1月15日付通知発出 |
| (2)旅券関係の窓口業務 | ○ 旅券法(昭和26年法律第267号)で規定する地方公共団体が実施する旅券業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることが明確にされたことを踏まえ、その旨、インターネットその他適切な方法により公表・周知する。 | 内閣府及び外務省 | 平成19年2月9日付通知発出 |
| (3)住民異動届に関する業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民異動届に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び総務省 | 平成20年1月17日付通知発出 |
| (4)住民票の写し等の交付業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び総務省 | 平成20年1月17日付通知発出 |
| (5)戸籍の附票の写しの交付業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく戸籍の付票の写しの交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び総務省 | 平成20年1月17日付通知発出 |
| (6)印鑑登録申請に関する業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、印鑑登録申請に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び総務省 | 平成20年1月17日付通知発出 |

| | | | |
|--|---|--------------|---------------------|
| (7)印鑑登録 証明書の交 付業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、印鑑登録証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び 総務省 | 平成20年1月17日 付通知発出 |
| (8)住居表示 証明書の交 付業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住居表示証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び 総務省 | 平成20年1月17日 付通知発出 |
| (9)地方税法 に基づく納税 証明書の交 付業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、地方税法に基づく納税証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び 総務省 | 平成20年1月17日 付通知発出 |
| (10)戸籍の 届出に関する 業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、戸籍法に基づく戸籍の届出に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び 法務省 | 平成20年1月17日 付通知発出 |
| (11)戸籍謄 抄本等の交 付業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、戸籍法に基づく戸籍謄抄本等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び 法務省 | 平成20年1月17日 付通知発出 |
| (12)外国人 登録原票記 載事項証明 書等の交付 業務 | ○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。 | 内閣府及び 法務省 | 平成20年1月17日 付通知発出 |

| | | | |
|--|---|------------------------|-----------------------------|
| <p>(13) 転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、学校教育法施行令に基づく転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務(教育委員会から市町村に事務委任されている場合)に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 文部科学省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(14) 国民健康保険関係の窓口業務</p> | <p>○ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)関係の一定の各種届出・申請の受付業務及び各種文書の引渡業務について、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、監理委員会と密接に連携しつつ、平成18年度中に講じる。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>平成19年3月28日 付通知発出</p> |
| <p>(15) 埋葬・火葬許可に関する業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬・火葬許可に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(16) 国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、国民健康保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(17) 老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、老人保健法に基づく各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |
| <p>(18) 介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、介護保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び 厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日 付通知発出</p> |

| | | | |
|---|---|-------------------|------------------------|
| <p>(19)国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、国民年金法に基づく国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(20)妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、母子保健法に基づく妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(21)飼い犬の登録に関する業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(22)狂犬病予防注射済票の交付業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射済票の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(23)児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、児童手当法に基づく各種請求書・届出書の受付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(24)精神障害者保健福祉手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |

| | | | |
|-----------------------------------|--|-------------------|------------------------|
| <p>(25)身体障害者手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(26)療育手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、療育手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び厚生労働省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |
| <p>(27)自動車臨時運行許可に関する業務</p> | <p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p> | <p>内閣府及び国土交通省</p> | <p>平成20年1月17日付通知発出</p> |

6. 徴収関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 | 措置の概要 |
|------------------------------|---|---------------|--|
| (1) 地方税徴収業務に関する措置 | ○ 地方税の徴収業務について、平成18年度中に先進的な取組事例を地方公共団体に周知するなど、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進する。 | 総務省 | 平成19年3月27日付通知発出 |
| (2) 地方公共団体が設置する病院の医業未収金の徴収業務 | ○ 総務省で策定した「公立病院改革ガイドライン」の自治体病院の経営の効率化の観点を踏まえ、地方公共団体において実施する病院の医業未収金の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、全国の先進的な取組事例を周知するなど、平成19年度中に必要な措置を講じる。 | 総務省 | 平成20年3月31日付通知発出 |
| (3) 日本放送協会の受信料の徴収業務 | ○ 日本放送協会の受信料の徴収業務のうち、地域スタッフとの個別契約によって行われている契約取次業務、集金業務、口座振替の利用促進業務、住所確認業務等について、業務効率化及び受信料の公平負担の確保の観点から、日本放送協会において、これを見直し、必要な民間活用を更に推進する。 | 総務省 日本放送協会 | 「契約・収納業務の公開競争入札」を、3地区を対象に実施し、平成21年2月から業務を開始、継続的に業務を拡大し、平成22年度末現在12地区で実施中 |
| (4) 国立大学病院の医業未収金の徴収業務 | ○ 国立大学法人における医業未収金の徴収業務については、業務の効率化や未収金の回収を促進するため、民間活用等を一層推進する。 | 文部科学省 | 平成20年12月22日付通知発出 |
| (5) 国民健康保険料等の徴収業務に関する措置 | ○ 地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、平成18年度中に必要な措置を講じる。 | 厚生労働省 | 平成19年3月28日付通知発出 |
| (6) 公営住宅の滞納家賃の徴収業務 | ○ 地方公共団体において実施する公営住宅の滞納家賃の徴収業務のうち、電話、文書による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体において費用対効果、個人情報保護の観点から十分検討した上で、その判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、公営住宅に関する先進的な取組事例の調査を行った上で、平成19年中に当該先進事例を地方公共団体に周知する。 | 国土交通省 | 平成19年12月27日付通知発出 |